

西宮市営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成9年3月27日西宮市条例第44号）第2条第1号に定める市営住宅において、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号。以下「法」という。）に定める身体障害者補助犬の使用を承認するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいい、それぞれ法第2条の定義によるものとする。

(使用承認基準)

第3条 市営住宅の管理上支障がないと認める場合、次の各号に掲げる条件を全て備える時は身体障害者補助犬の使用を承認することができる。

- (1) 使用者が市営住宅の入居者（名義人）同居者又は入居決定者であること。
- (2) 使用者が身体障害者であること。
- (3) 西宮市営住宅条例第46条第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (4) 身体障害者補助犬を使用すること。

(手続)

第4条 市営住宅において身体障害者補助犬を使用しようとする者は、市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、次の書類を提出することとする。市長は、使用承認基準で定めるところにより、承認又は不承認の決定を行うものとする。

- (1) 身体障害者補助犬使用承認申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 身体障害者補助犬使用確認書（様式第3号）
- (4) 身体障害者手帳の写し
- (5) 身体障害者補助犬であることを証明する書類
- (6) 身体障害者補助犬の全身が写った写真

(使用承認の通知)

第5条 市長は、第4条の規定により使用を承認した場合は、その旨を速やかに身体障害者補助犬使用承認書（様式第4号）により通知するものとする。

(使用者の義務及び禁止事項)

第6条 使用者は、身体障害者補助犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けなければならない。

2 使用者は、身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

- 3 使用者は、市長から報告を求められたときは、第1項及び第2項に規定する指導、予防接種又は検診の履歴を速やかに報告しなければならない。
- 4 使用者は、住戸の住居専用部分(以下「住居」という。)においてのみ身体障害者補助犬を飼育することとし、共有部分及び市営住宅の敷地などに犬小屋又はこれに類するものを設置してはならない。
- 5 使用者は、身体障害者補助犬がみだりに吠えること、又はその排泄物などにより他の市営住宅等の入居者に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。
- 6 使用者は、市営住宅の他の入居者から苦情があった場合は、誠意をもって対処し、解決するように努めなければならない。
- 7 使用者は、身体障害者補助犬が他人にかみ付いたりする等によって他人の身体や財産に被害を与え、法律上の賠償責任が生じたときは、その損害について賠償しなければならない。
- 8 使用者は、身体障害者補助犬に事故等があり、承認時点から異動が生じたときは、速やかに第4条による承認の手続きを行い、市長の承認を得なければならない。
- 9 使用者が市営住宅において身体障害者補助犬を使用しなくなったときは、その旨を身体障害者補助犬使用中止届(様式第5号)の提出により市長に届け出なければならない。

(立入調査)

第7条 市長は、身体障害者補助犬の使用状況について調査するため使用者等に対し住居に立入りを求め、又は使用状況に関して必要な調査若しくは質問をすることができる。ただし、住居へ立ち入るときは、事前に使用者等の承諾を得なければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が第6条に規定する義務を怠り禁止事項を遵守しなかったと認められるとき、又は申請内容に虚偽があったときは、身体障害者補助犬の使用の承認を取り消すことができる。

2 身体障害者補助犬のうち盲導犬が道路交通法第14条で定める盲導犬でなくなったとき、若しくは介助犬及び聴導犬が法第16条第2項によりその認定を取り消されたとき、又は使用者が市営住宅から退去したときは、当該身体障害者補助犬の使用の承認を取り消すこととする。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

身体障害者補助犬使用承認申請書

年 月 日

西宮市長 様

(使用者)住所

氏名

印

電話

(代筆者氏名及び続柄)

西宮市営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務処理要綱第2条に規定する身体障害者補助犬を使用したいので承認願います。

身体障害者補助犬の種類	盲導犬・介助犬・聴導犬				
身体障害者補助犬の登録番号及び登録年月日	年 月 日				
犬 種	性 別	年 齢			
認定を行った指定法人の名称、所在地及び電話番号	電話				

添付書類

- 1 誓約書(様式第2号)
- 2 身体障害者補助犬使用確認書(様式第3号)
- 3 身体障害者手帳の写し
- 4 身体障害者補助犬であることを証明する書類
- 5 身体障害者補助犬の全身が写った写真

年 月 日

誓 約 書

西宮市長 様

(使用者氏名) _____ (印)

私は、身体障害者補助犬の使用を承認された場合は、以下の事項を遵守することを誓約します。また、公営住宅法及び西宮市営住宅条例などの法令等を遵守します。

遵守事項

- 1 身体障害者補助犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けます。
- 2 身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めます。
- 3 市長から報告を求められたときは、前記1及び2に規定する指導、予防接種又は検診の履歴を速やかに報告します。
- 4 住戸の住居専用部分においてのみ身体障害者補助犬を飼育することとし、共有部分及び市営住宅等の敷地などに犬小屋又はこれに類するものを設置しません。
- 5 身体障害者補助犬がみだりに吠えること、又はその排泄物などにより他の住宅入居者に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理します。
- 6 他の住宅入居者から苦情があった場合は、誠意をもって対処し、解決するように努めます。
- 7 身体障害者補助犬が他人にかみ付いたりする等によって他人の身体や財産に被害を与え、法律上の賠償責任が生じたときは、その損害について賠償します。
- 8 身体障害者補助犬に事故等があり、承認時点から異動が生じたときは、速やかに第4条による承認の手続きを行います。
- 9 市営住宅等において身体障害者補助犬を使用しなくなったときは、その旨を市長に報告します。

身体障害者補助犬使用確認書

年 月 日

西宮市長 様

確認者	団体名及び役職	
	住 所	
	氏 名	印

下記の西宮市営住宅等における身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬の使用について説明を受けました。

使用者	住 所	
	氏 名	

身体障害者補助犬法抜粋

第6条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第7条 国等は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。

第1項の規定は国等の管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

第21条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情を持って接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

第22条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じないように努めなければならない。

第24条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

管理運営委員会の代表者又は管理人等に説明し、署名・捺印をもらうようにしてください。

第 号
年 月 日

身体障害者補助犬使用承認書

様

西宮市長 河野 昌弘

年 月 日付で使用承認申請のありました身体障害者補助犬については、西宮市
営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務処理要綱に基づき、下記の条件を付して使用を
承認します。

1. 使用を承認した住宅	
2. 使用を承認した入居者氏名	
3. 身体障害者補助犬の種類	盲導犬・介助犬・聴導犬
4. 身体障害者補助犬の登録年月日	
5. 身体障害者補助犬の登録番号	
6. 犬種、性別、年齢	

条件

- 1 使用者は、身体障害者補助犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けなければならない。
- 2 使用者は、身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。
- 3 使用者は、市長から報告を求められたときは、前記1及び2に規定する指導、予防接種又は検診の履歴を速やかに報告しなければならない。
- 4 使用者は、住戸の住居専用部分においてのみ身体障害者補助犬を飼育することとし、共有部分及び市営住宅等の敷地などに犬小屋又はこれに類するものを設置してはならない。
- 5 使用者は、身体障害者補助犬がみだりに吠えること、又はその排泄物などにより他の住宅入居者に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。
- 6 使用者は、他の住宅入居者から苦情があった場合は、誠意をもって対処し、解決するように努めなければならない。
- 7 使用者は、身体障害者補助犬が他人にかみ付いたりする等によって他人の身体や財産に被害を与え、法律上の賠償責任が生じたときは、その損害について賠償しなければならない。
- 8 使用者は、身体障害者補助犬に事故等があり、承認時点から異動が生じたときは、速やかに第4条による承認の手続きを行い、市長の承認を得なければならない。
- 9 使用者が市営住宅等において身体障害者補助犬を使用しなくなったときは、その旨を市長に報告しなければならない。

様式第5号(第6条関係)

身体障害者補助犬使用中止届

年 月 日

西宮市長 様

申請者 住所

氏名

印

私は、西宮市営住宅において、身体障害者補助犬を使用しないこととなりましたので、
届け出ます。

使用承認者氏名	
使用承認年月日	年 月 日
使用を中止した年月日	年 月 日
使用を中止した理由	